

保育の必要性の認定に関する基準

1. 趣旨

子ども・子育て新制度では、保護者の申請を受けた市が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定することとなります。その認定基準について、市は条例等（必ずしも条例でなくてもよい）で定めることとされています。

2. 概要（【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準）

（1）認定基準

① 保育の必要性の認定基準	
児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合 ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	【参】
保育の必要性の認定に係る事由 ①就労 <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の小児性疾病に伴う看護など、同居又は長期入院している親族の常時の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動（起業準備を含む） ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ⑧虐待やDVのおそれがあること ⇒ <u>新規で規定</u> ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⇒ <u>在園児の場合、育児休業を取得した年度の4月1日に0～2歳の児童は退所、3歳以上は継続入所。</u> <u>また、育児休業中であっても新年度4月1日に3歳以上の児童は新規入所可能。今後も、この条件で認定予定。</u> ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	【参】 <div style="position: absolute; left: 500px; top: 50px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 現在既に保育の要件としている </div>

② 区分、保育必要量	
<p>①保育標準時間（1日11時間までの利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労時間の下限：1週当たり30時間程度 <p>②保育短時間（1日8時間までの利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労時間の下限：1月当たり48～64時間の範囲で市町村が定める ⇒瀬戸市では現状の60時間（1日4時間、月15日）で検討するが、条例上規定せず、内規で定める。 	【参】
③ 優先利用	
<p>①ひとり親家庭 ⇒現在も加点对応。継続。</p> <p>②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等） ⇒現在も加点对応。継続。</p> <p>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ⇒失業中で雇用保険受給中の方のみ優先あり。それ以外は求職中の扱いとなり優先対応なし。</p> <p>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⇒現在も優先あり。継続。</p> <p>⑤子どもが障がい有する場合 ⇒集団保育が可能ななどの検討を行うため、別に判定（加点对応なし）。</p> <p>⑥育児休業明け ⇒現在も加点对応。継続。</p> <p>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⇒現在も加点对応。継続。</p> <p>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⇒新規対応必要。今後は加点对応。</p> <p>⑨その他市町村が定める事由 ⇒現在、非正規でも社会保険加入者や16時以降も保育が必要な園児、新年度継続入所の兄弟姉妹には加点对応。今後も継続。</p> <p>※以上①～⑨までの規定は、保育の入所状況により変更の可能性があるため条例で定めず、従来通り内規にて定める。</p>	【参】

3. 施行期日

子ども・子育て支援法整備法の施行の日とする。